

2020年4月13日

北九州市長
北橋健治様

日本共産党北九州市会議員団
団長 石田康高

新型コロナウイルス感染防止対策の緊急申し入れ

新型コロナウイルスの感染者が、4月12日現在、全国で7,638人、市内で63人となり、医療崩壊や経済活動の低迷など、甚大な影響をもたらしています。

わが党市議団は、感染拡大を防ぎ、市民の命と健康、暮らしと営業、子どもと教育を守る立場で、市内各所で医療機関、事業者、労働者の実態調査を行い、待ったなしの緊急施策をまとめました。

以下の内容について、速やかに実施することを求めて申し入れます。

I、相談体制の抜本的強化について

- 1、すみやかに市民、事業者の相談に対応できるように、本市が所管している相談窓口の体制を抜本的に強化すること。
- 2、国及び関係機関に対し、相談、申請の受付窓口について万全の体制をとるよう要請すること。
- 3、感染予防の観点から、郵送などによる方法で窓口に来なくても申請手続きができるよう改善すること。

II、市民の医療・健康を守る体制について

1、PCR検査体制

- ① 発熱など不安な市民や、医師が診察しPCR検査が必要と判断しても、帰国者・接触者相談センター（保健所）でその是非が判断され、帰国者・接触者外来で必要とされた場合のみ、保健環境研究所で検査するシステムとなっています。感染拡大を防止するために、基本的に医師が必要と判断した場合、帰国者・接触者相談センターを経由せずに検査がこなえるよう改善すること。
- ② PCR検査を、市内の協力16病院でも行えるよう、検査機器の確保、検査指導など、必要な措置を講じて、実施すること。
- ③ 保健所、保健環境研究所への十分な人員を配置し、感染防止対策を強化すること。
- ④ PCR検査と合わせて、抗体検査を行うこと。

2、医療体制について

- ① 医療機関での感染が広がっている状況を踏まえ、体制の抜本的改善をはかること。
- ② 感染外来機関の拡大、発熱・味覚・嗅覚障害外来、ドライブスルー外来の設置(濃厚接触者含む)を行うこと。
- ③ 軽症、中等症の入院施設を、市内 16 病院で当面、100 床を確保すること。
- ④ 軽症の感染者のため、「東横イン北九州空港」以外の宿泊施設も確保すること。
- ⑤ 重症(挿管以上)は、医療センターを中心に行っているが、産医大、九州病院、製鉄記念病院でも対応すること。
- ⑥ 県内の発熱外来設置医療機関では、防護服がなくレインコートの代用でしのいでいるなど感染防止資材の不足が深刻となっており、その解消に向けて防護服、医療用マスク、ゴーグル、人工呼吸器、消毒剤などの供給を急ぐよう、国や関係機関にメーカーなどへの働きかけを要請すること。
- ⑦ コロナ対策による空床確保に対する国の支援金は、国と自治体で 16,000 円(折半)であり、現実の日当円からかけ離れており、改善すること。
- ⑧ 医療従事者も含め、「心の健康相談」体制を強化すること。

3、介護、保育所、学童保育などの感染対策の強化

不足しているマスク、消毒剤、ペーパータオル、トイレトペーパーなどの確保、充足にむけて国や関係機関にメーカーなどへの働きかけを要請すること。

4、外出を余儀なくされる市民のため、駅など交通機関の体温計設置を行うこと。

Ⅲ、暮らし・経済対策について

売り上げがゼロ、8割減など、甚大な影響をうけ、事業活動の継続が困難になっている全ての事業所や、労働者に対し、手厚い措置を講じること。

1、事業者の経営支援

- ① 事業者への自粛要請は、補償とセットで行うよう国への要請と共に、本市独自の補償(協力金)を行うこと。
- ② 家賃、従業員の給与、リース料など、固定経費の補填を行うこと。
- ③ 当面、一律 100 万円～200 万円の支給を行うこと。
- ④ 特別貸付制度は、手続きが煩雑で融資まで時間がかかり過ぎており、改善すること。

2、労働者の暮らし応援

- ① 雇用調整助成金への補助率を最大 10 割にし、手続きの簡素化を国に要請すること。
- ② 雇用保険の対象とならないフリーランスなどへの、所得補償制度を国に要請すること。
- ③ 収入減少世帯への国の施策は、世帯主の収入が対象で金額も内容も不十分であり、パート、アルバイトなど非正規雇用者の収入減対策と合わせ、改善を国に要請すること。

④ 緊急に全ての市民に一律 10 万円の給付金を国に要請し、本市独自の給付金を先行して実施すること。

⑤ 労働基準法 26 条は、自宅待機は平均賃金の6割の休業手当を求めており、必要な指導を行うこと。

※参考:イギリスでは、労働者、自営業者、フリーランスに所得の8割を補償。ドイツでは、10 人未満の小規模事業所に 180 万円、個人事業主フリーランスに 108 万円を一括支給。

※参考:国内自治体でも、独自支給制度を実施。(別紙)。臨時交付金(1兆円)の活用。

3、文化・芸術関係団体、フリーランス支援

① 中止、延期で生じた損害の補償、会場使用料の減免措置を講じること。

② 社会保険料、住民税、法人税などの減免措置を講じること。

4、国による世帯及び事業者への給付金の対象、手続等の詳細を早急に公表するよう国に要請すること

5、消費税を5%に緊急減税するよう国に要請すること

IV、教育・子どもの対策について

1、学校教育

① 学校の再開については、科学的見地を踏まえた合理的な目安で行うこと。また、学校再開に当たり、子どもたちの心身のケアを大切にし、遅れを取り戻す学習ではなく、個々の実情に即した計画にすること

② 学力テストは中止すること

③ 「三密」の回避ができる環境を整え、感染症防止対策に万全を期すこと

④ 休校による保護者の収入減を補償すること

⑤ 学校給食費の値上げを中止するとともに、更なる負担軽減をはかること

2、学童保育など、関連事業への対策に万全を期すこと

3、国の措置による、授業料・入学料の減免、給付型奨学金の支給を周知し、各学校へも徹底すること

4、内定取り消しに対する相談窓口を設置し、是正させること

V、制度の改善について

1、国民健康保険制度の改善

①保険料の減免について

国の特別調整交付金による令和元年度、2年度保険料の減免を速やかに実施すること。

②令和2年度の保険料引き上げを中止すること

③資格証明書交付世帯に短期保険証を交付する措置を、市民に周知徹底すること

④傷病手当を創設するための条例改正を速やかに行うこと

※参考:神奈川県厚木市、秦野市で条例改正。

2、後期高齢者医療制度の改善

①国の特別調整交付金による令和元年度、2年度保険料の減免を速やかに実施すること。

②傷病手当を創設するための条例改正を速やかに行うこと

3、介護保険制度の改善

感染者や家族をはじめ、感染拡大の影響により廃業、失職や賃金の減少などで保険料納付が困難となった市民について、そのの事情を十分に勘案し、国の通知による負担軽減に加え、本市独自の負担軽減をはかること。

VI、市民への周知・啓発について

1、感染防止対策について、ネット、市政だよりに加え、テレビ等で頻繁に行い、市民への周知を徹底すること。

2、各種制度(雇調金、生活福祉資金、緊急小口資金、総合支援資金、税・保険料・公共料金・市営住宅家賃などの減免、支援制度など)の紹介も行うこと。

以上、申し入れます。